

宮島包ヶ浦自然公園利活用方針

令和 7 (2025) 年 3 月

廿 日 市 市

目 次

1	方針策定の趣旨.....	1
2	基本事項の整理.....	2
(1)	包ヶ浦自然公園に係る基本的事項.....	2
ア	包ヶ浦自然公園の現状.....	2
イ	利活用検討エリアの自然環境等.....	3
ウ	包ヶ浦自然公園利用者数の推移.....	4
エ	包ヶ浦自然公園の施設運営に係る収支状況.....	5
オ	人口減少との関係.....	5
(2)	廿日市市全体及び宮島の観光動向.....	6
ア	観光客数.....	6
イ	宿泊者数（延べ宿泊者数）.....	7
ウ	外国人観光客数・構成比.....	8
エ	1人あたりの観光消費額.....	9
オ	観光消費の拡大.....	11
(3)	関連計画.....	12
ア	国の関連計画等.....	12
イ	本市の関連計画.....	13
ウ	その他の関連計画.....	14
3	住民・関係団体等からの意見集約.....	15
(1)	利活用検討会.....	15
(2)	関係団体等へのヒアリング.....	17
(3)	住民・関係団体等からの意見総括.....	19
4	包ヶ浦自然公園の利活用方針.....	20
(1)	めざす姿.....	20
ア	コンセプト.....	20
イ	ターゲット.....	20
ウ	期待する効果.....	20
(2)	利活用エリアの考え方.....	21
(3)	各エリアにおける取組の方向性.....	22
ア	市民開放エリア.....	22
イ	収益事業エリア.....	24

<方針内で使用している包ヶ浦の定義>

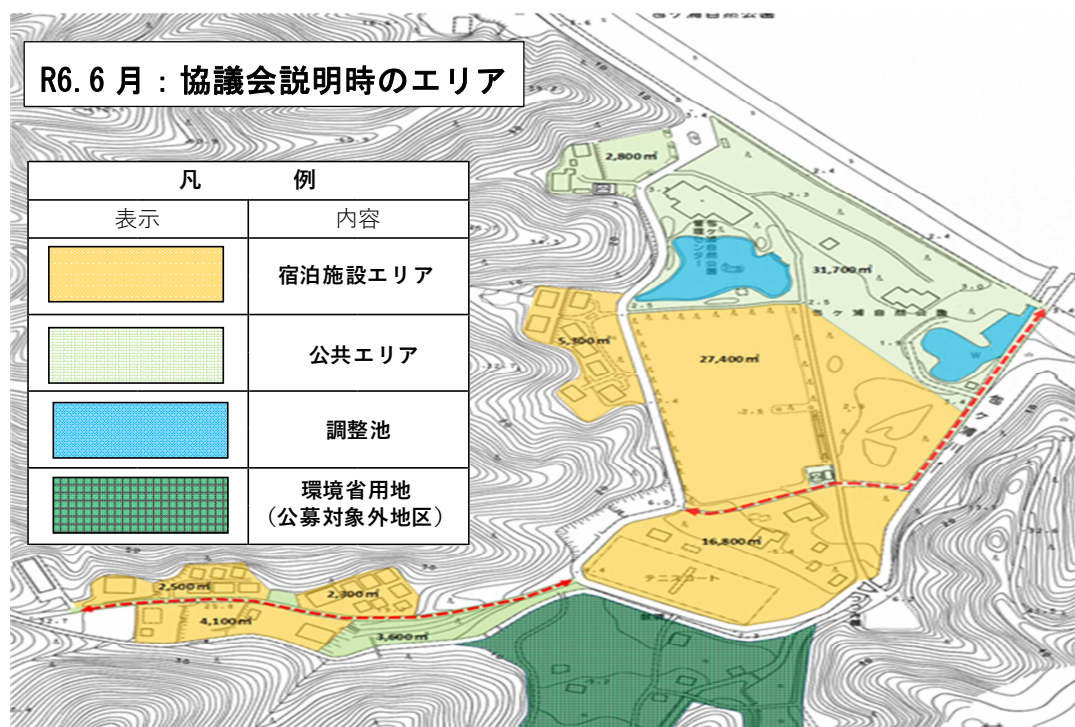
包ヶ浦地区：地域の名称

包ヶ浦自然公園：宮島包ヶ浦自然公園として市が管理している区域

集団施設地区：国立公園の計画上、利用施設を集团的に整備する利用拠点

1 方針策定の趣旨

- 包ヶ浦自然公園は、昭和 50 年代に、ケビンや海水浴場、キャンプ場などを有するレクリエーション拠点として整備されたが、公園の利用者数は、平成 3(1991)年度の約 16 万人をピークに減少し、コロナ禍前の平成 30(2018)年度は約 5 万人となっている。
- 平成 28(2016)年度から令和 2(2020)年度にかけて、ケビンや管理棟など、総事業費約 3 億円をかけて施設のリニューアルを行ったが、利用者数の増加に寄与するには至っていない。
- 整備当時から約 40 年余りが経過し、施設の老朽化に加え、個人の価値観、レジャーニーズも多様化している中、従来どおりの考え方では、多額の財政負担を伴い、持続可能な施設運営が見通せないと判断し、令和 6(2024)年 3 月をもって包ヶ浦自然公園内の有料施設は休止している。
- 包ヶ浦自然公園のポテンシャルを生かし、新たな宿泊需要に対応する付加価値の高い宿泊施設を誘致し、それによって生み出される財源を豊かな自然を維持・保全するために活用することで、持続可能な観光地域づくりや良好な自然環境を将来にわたって形成することを目指し、これまで住民説明などを行ってきたが、自然環境の悪化への懸念など、様々な声が挙がっている。
- こうした経過の中、令和 6(2024)年 5 月に、市及び宮島地域内の各種団体代表等で構成する「宮島包ヶ浦自然公園利活用検討協議会」を設置し協議を重ねるとともに、包ヶ浦自然公園全体の利活用のあり方について、より幅広い声を聞く必要があるとの意見を受け、11 月に協議会の各種団体から推薦いただいた地域住民の参画のもと、「宮島包ヶ浦自然公園利活用検討会」を開催し、ワークショップ方式により多くの意見をいただいた。
- 本方針は、協議会や利活用検討会における様々な意見をはじめ、関係団体へのヒアリング結果などを踏まえ、「地域住民」、「地域環境」、「地域経済」、「観光客」にとって四方よしとなる持続可能で次代を見据えた利活用方針を策定するものである。



2 基本事項の整理

(1) 包ヶ浦自然公園に係る基本的事項

ア 包ヶ浦自然公園の現状

下図は国土地理院の空中写真（令和 5(2023) 6 月撮影）に、利活用検討エリアを白いラインで示したものである。エリア内の特色ある自然として、絶滅危惧種の「シバナ」が生育する汽水池がある。利活用検討エリア内の主な施設として、管理センター、園地、テニスコート、ケビンなどがあり、老朽化した施設については、適宜改修を行ってきたが、施設の多くは昭和 50 年代に新築・整備されたものである。

現在、包ヶ浦自然公園は令和 6(2024)年 3 月 31 日をもって休園し、宿泊用ケビン、キャンプ場、バーベキュー場、テニスコートは閉鎖されているが、園地、トイレ（シャワー含む）の利用は可能である。



出典：国土地理院ウェブサイト

(<https://maps.gsi.go.jp/contentsImageDisplay.do?specificationId=2167267>) をもとに作成



ケビン



運動広場



海浜

イ 利活用検討エリアの自然環境等

包ヶ浦地区は、宮島の歴史・文化を伝える歴史的建造物が集積し、厳島神社を中心とするエリアとは異なり、豊かな自然を特徴とするエリアである。

包ヶ浦自然公園を出発点とし、紅葉谷公園に至る「包ヶ浦自然歩道」がある。

「包ヶ浦自然歩道」は、1555年の厳島合戦で、3千5百人の毛利軍が、2万人の陶軍を奇襲攻撃で打ち破った際に使用されたルートと言われており、比較的歩きやすく、瀬戸内海の島々を眺めながらトレッキングを楽しむことができる。

また、包ヶ浦自然公園の山際から団体用ケビンの先の山中にかけては、ヒメボタルが生息しており、5～6月になると、幻想的な光の舞を観察することができる。

公園敷地内に生育する「シバナ」（環境省絶滅危惧Ⅱ類に指定）は、宮島では、包ヶ浦自然公園のみに生育しており、有志の方々の保全活動により守られている。シバナが生育する汽水池から包ヶ浦自然公園周辺海域にかけては、17種類の絶滅危惧種とそれに準ずる生物を観察することができる。



シバナ

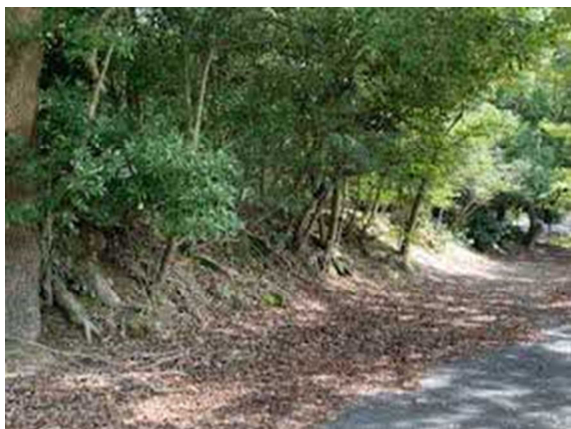


ヒメボタル

出典宮島 Style HP

<http://miyajimastyle.com/column/2009/06/27/668>

一般的にはあまり知られていないが、明治時代から第二次世界大戦末まで、包ヶ浦地区は軍事施設として位置付けられており、包ヶ浦自然公園には、土塁や弾薬庫などの戦争遺跡が残っている。



土塁跡



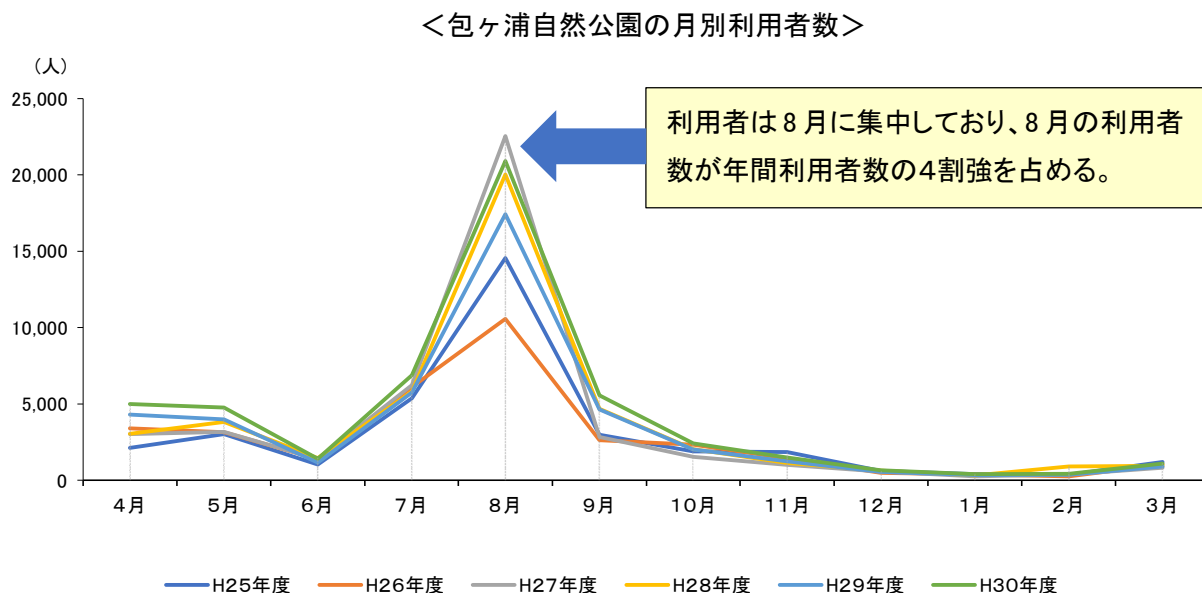
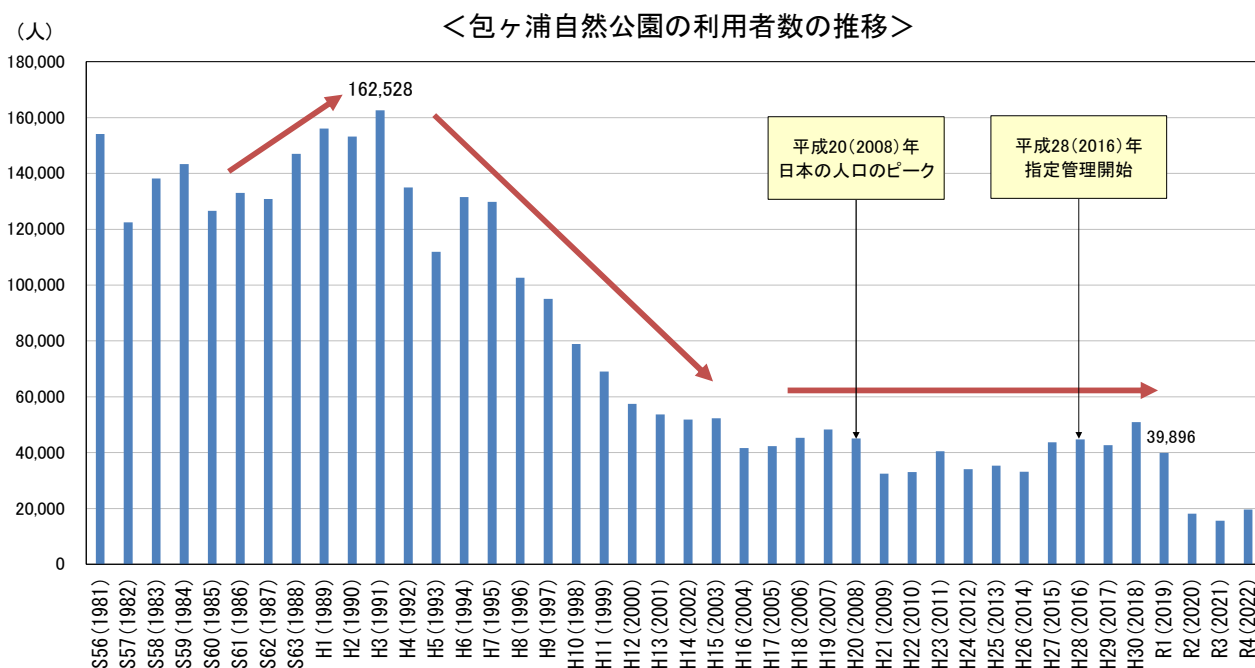
弾薬庫跡

ウ 包ヶ浦自然公園利用者数の推移

包ヶ浦自然公園の利用者数の推移を見てみると、平成 3(1991)年度には 16 万人を超える施設利用者を記録しているが、平成 9 年(1997)度には 10 万人を、平成 16(2004)年度には 5 万人を割り込み、以後は低迷が続いている。

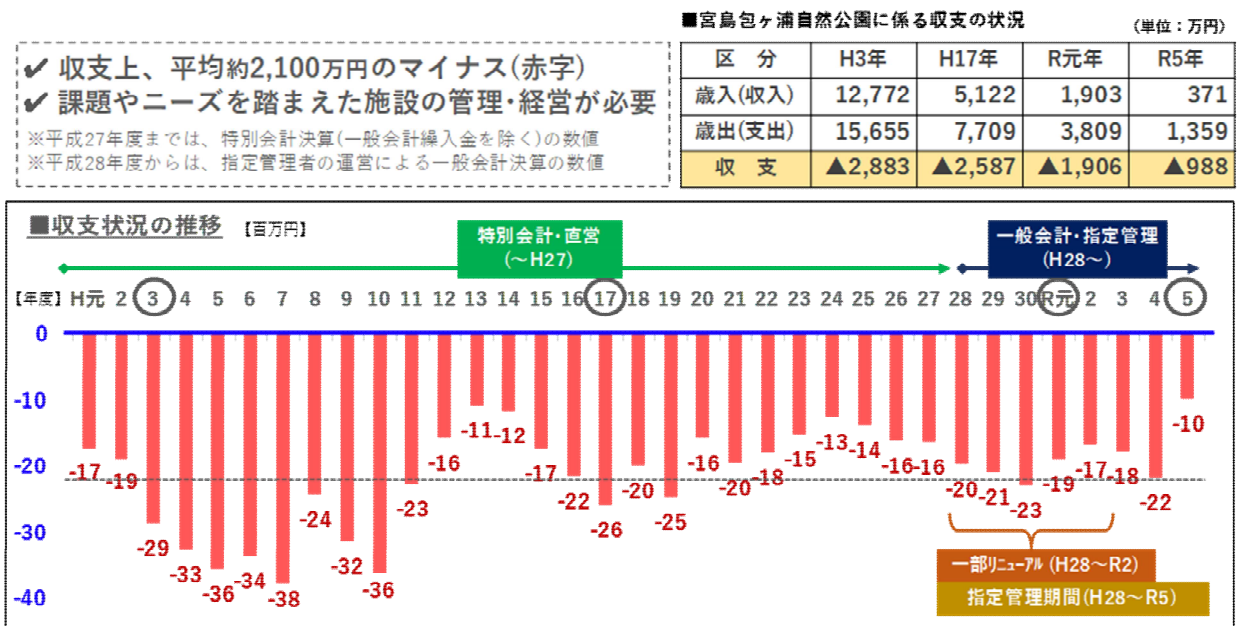
我が国の人口のピークは平成 20(2008)年であることから、利用者の低迷が人口減少によるものとは考えにくい。また、平成 3(1991)年以降の急激な利用者減については、新設から 10 年が経過しているにせよ、機能的に大きな問題があるとは思えず、施設の老朽化だけで説明することは難しい。

施設は夏季の利用が多く、年間での利用者は夏季に集中している。公益財団法人日本生産性本部が発行している「レジャー白書」によると、海水浴を年に 1 回以上した人は、昭和 60(1985)年の 3,840 万人をピークに減り始め、令和 2(2020) 年は 270 万人まで減少し、国民の「海離れ」が顕著となっている。こうした変化を背景に、包ヶ浦自然公園の現在の機能が、人々のレジャーニーズに即したものではなくなっていることが伺える。



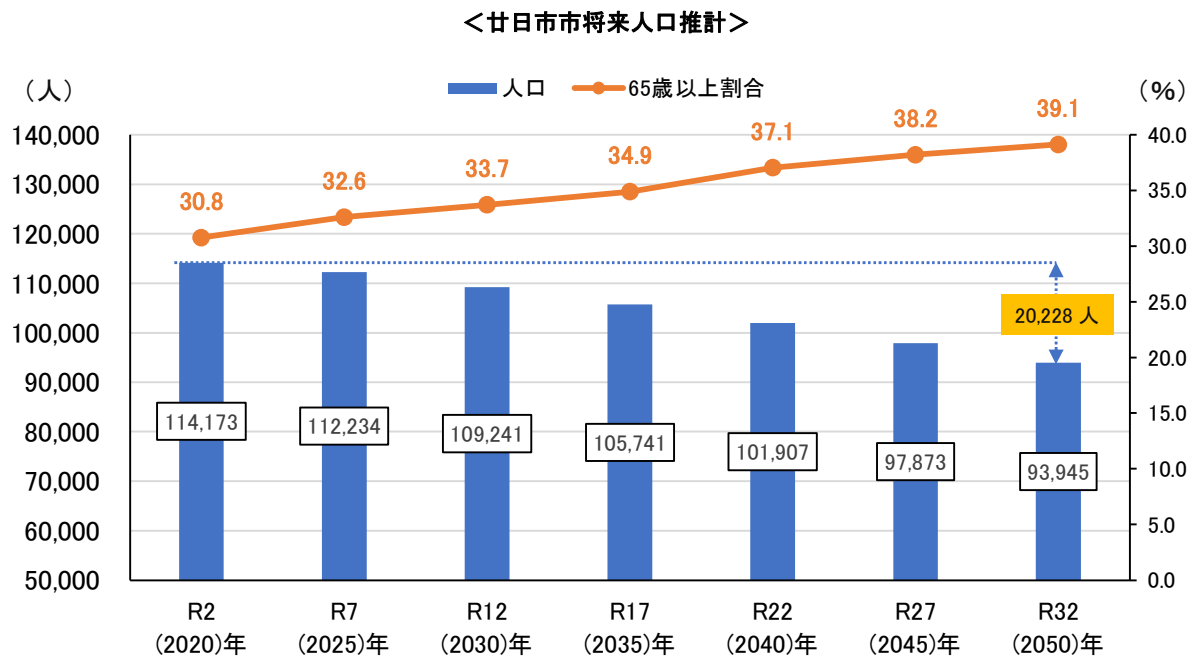
エ 包ヶ浦自然公園の施設運営に係る収支状況

これまでの包ヶ浦自然公園の施設運営に係る収支状況は次のとおりである。



オ 人口減少との関係

人口減少や少子高齢化が進む中、2020(令和2)年と比較して、30年後の2050(令和32)年には、廿日市市の人口が約2万人減少し、高齢化率は30.8%から39.1%に増加することが、国立社会保障・人口問題研究所の推計で見込まれている。なお、1人あたりの年間消費支出額は、概ね135万円(令和5年 家計調査年報)であることから、30年後には、廿日市市全体から2万人×135万円＝270億円の消費が失われる推計となる。



出典：国立社会保障・人口問題研究所「地域別将来人口推計」

(2) 廿日市市全体及び宮島の観光動向

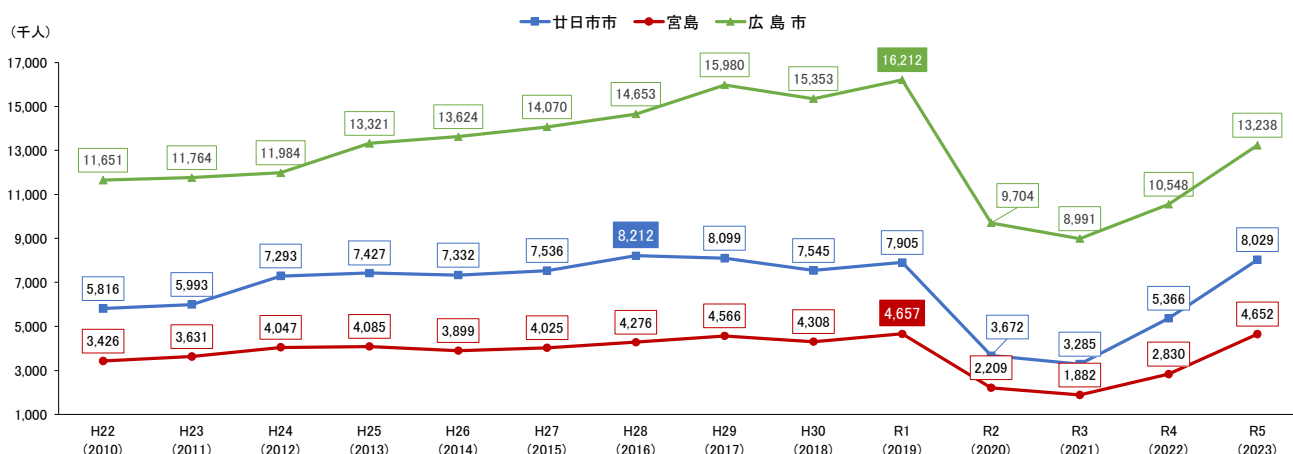
廿日市市全体及び宮島の観光客数は、外国人旅行者を中心に、コロナ禍前を上回る伸びを見せている。ただし、一人当たりの観光消費額はそれほど増加しておらず、宿泊、買物、飲食、有料の観光アクティビティなどの充実が求められる。

ア 観光客数

宮島の来島者数は概ね右肩上がりで推移していたが、令和元(2019)年の4,657千人をピークに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で急激に落ち込み、令和4(2022)年以降は再び増加に転じ、令和5(2023)年の宮島の来島者数は4,652千人でコロナ禍前の水準に回復している。

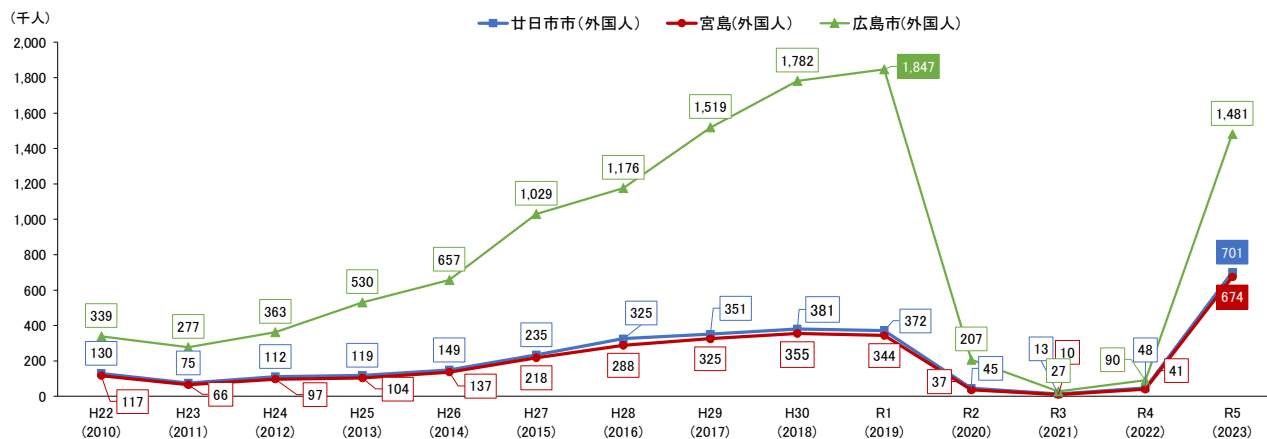
宮島の外国人観光客数は、平成23(2011)年以降、概ね右肩上がりで推移していたが、令和2(2020)年から令和4(2022)年にかけて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で壊滅的な落ち込みを見せた。しかしながら、コロナ禍後の令和5(2023)年に急激に上昇し、コロナ禍前の倍近くになっている。

＜観光客数の推移（広島市・廿日市市全体）及び宮島来島者数の推移＞



出典：広島県「広島県観光客数の動向」（廿日市市、広島市のデータ）
廿日市市「宮島来島者一覧表」（宮島のデータ）

＜外国人観光客数の推移 広島市・廿日市全体・宮島＞

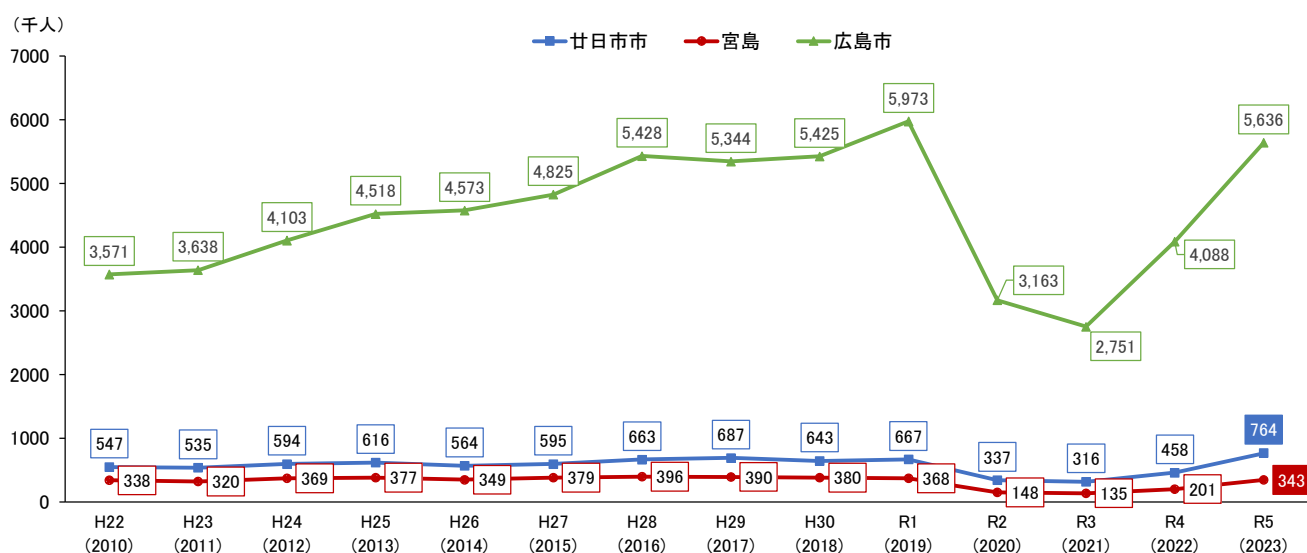


出典：広島県「広島県観光客数の動向」

イ 宿泊者数（延べ宿泊者数）

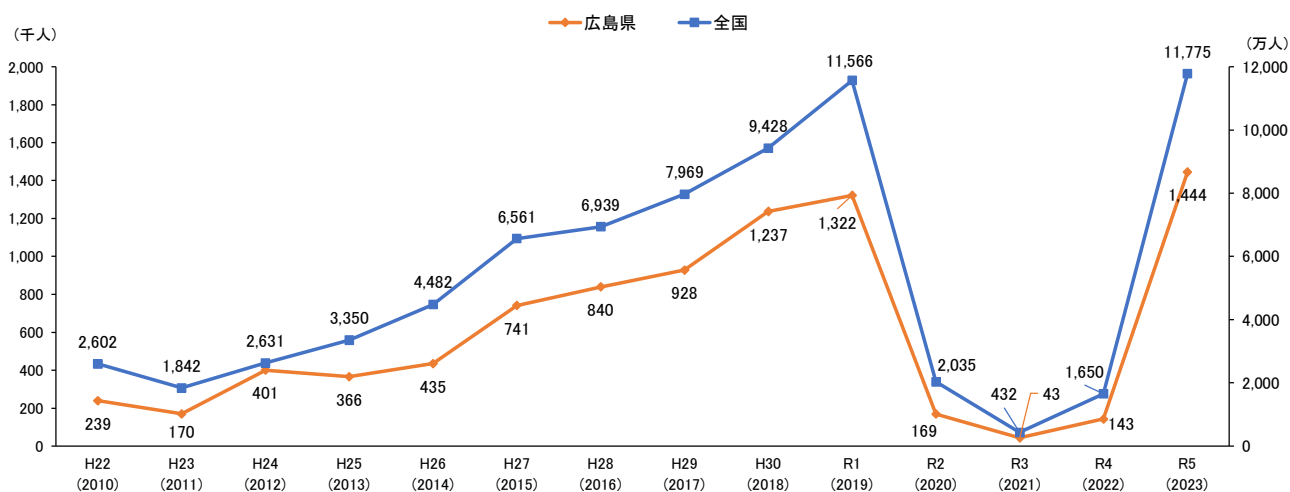
- 延べ宿泊者数のピークを見てみると、廿日市市全体は令和 5(2023)年であるが、広島市や宮島地域だけをみるとピークはそれぞれ令和元(2019)年、平成 28 年(2016)年となっている。
- 延べ宿泊者数の推移を見てみると、宮島は平成 28(2016)年以降、右肩下がり推移している。広島市は、コロナ禍前の令和元(2019)年まで概ね右肩上がりで推移し、令和 2(2020)年と令和 3(2021)年は急激に落ち込み、令和 4(2022)年以降、急速に回復している。
- 外国人延べ宿泊者数はコロナ禍後急速に回復し、全国、広島県ともに令和 5(2023)年の外国人延べ宿泊者数（全国：1 億 1,775 万人、広島県：約 144 万人）はコロナ禍前を上回っている。

＜宿泊者数の推移 広島市・廿日市市全体・宮島＞



出典：広島県「広島県観光客の動向」、広島市「広島市観光客数について」（広島市のデータ）

＜外国人宿泊者数の推移 広島県・全国＞



出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」

ウ 外国人観光客数・構成比

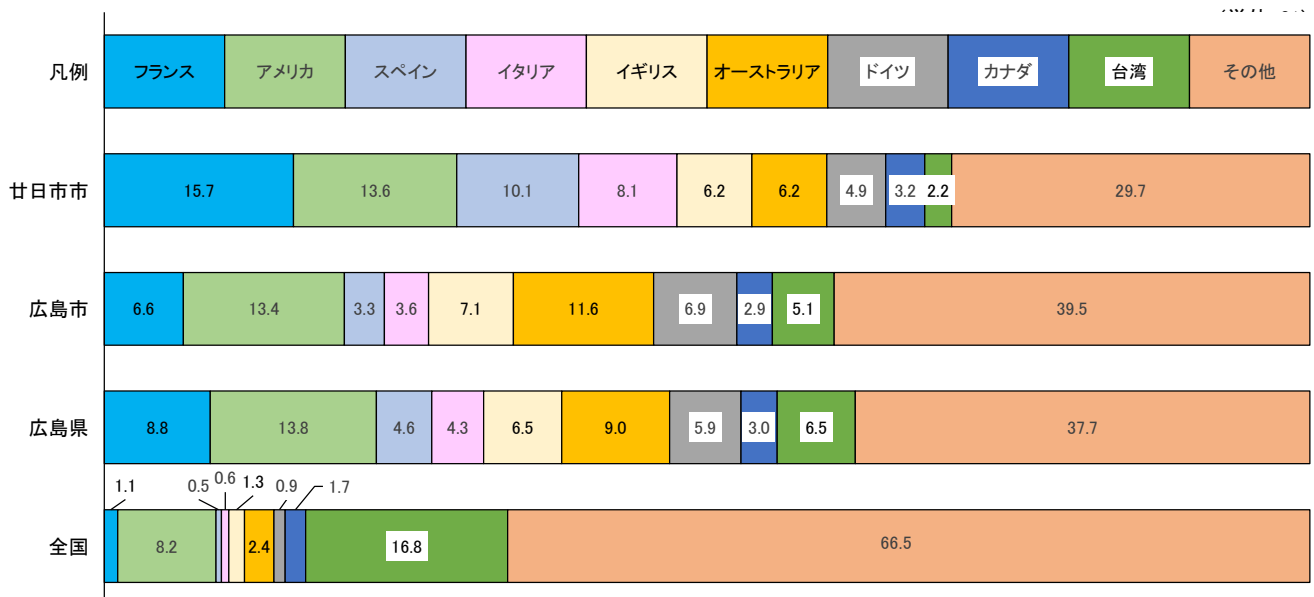
- 廿日市市を訪れる外国人観光客数を国別に見てみると、フランス(約 110 千人・15.7%)が最も多く、以下、アメリカ(約 95 千人・13.6%)、スペイン(約 71 千人・10.1%)、イタリア(約 57 千人・8.1%)、イギリス(約 44 千人・6.2%)及びオーストラリア(約 44 千人・6.2%)と続き、上位 6 カ国で全体の約 6 割を占める。
- 全国の外国人観光客数に占める廿日市市の観光客数は 2.8%となっている。ただし、スペイン(61.2%)については来日旅行者の 6 割台、フランス(39.7%)とイタリア(37.5%)については 3 割台が廿日市市を訪れている。

＜国別外国人観光客数 全国・広島県・広島市・廿日市市 令和 5(2023)年＞

(単位:人)

項目	フランス	アメリカ	スペイン	イタリア	イギリス	オーストラリア	ドイツ	カナダ	台湾	その他不明	合計
廿日市市	110,091	95,073	70,858	57,117	43,726	43,510	34,265	22,653	15,621	208,480	701,394
広島市	97,150	197,920	49,090	53,970	104,490	171,980	102,610	43,570	75,710	584,510	1,481,000
広島県	236,303	368,945	123,177	115,635	173,218	240,126	158,519	80,590	173,779	1,011,199	2,681,491
全国	277,436	2,045,854	115,873	152,305	321,482	613,062	233,410	425,874	4,202,434	16,678,620	25,066,350
廿日市市/広島県	46.6%	25.8%	57.5%	49.4%	25.2%	18.1%	21.6%	28.1%	9.0%	20.6%	26.2%
廿日市市/全国	39.7%	4.6%	61.2%	37.5%	13.6%	7.1%	14.7%	5.3%	0.4%	1.2%	2.8%

＜国別外国人観光客構成比 全国・広島県・広島市・廿日市市 令和 5(2023)年＞

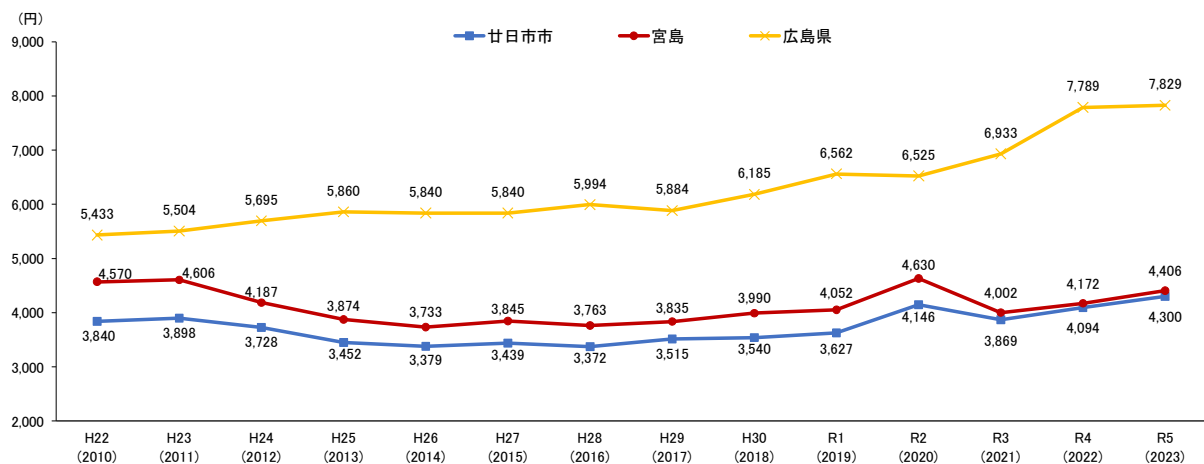


出典：広島県「広島県観光客数の動向」(広島県、広島市、廿日市市のデータ)
日本政府観光局「訪日外客統計」(全国のデータ)

エ 1人あたりの観光消費額

- 宮島の1人あたりの観光消費額は、令和元(2019)年以降4千円台で推移している。広島県の1人あたり観光消費額は右肩上がり推移しているが、宮島及び廿日市市全体の1人あたり観光消費額はやや伸び悩んでいる。
- 県内自治体別に令和5(2023)年の1人あたりの観光消費額を見てみると、1位は宮島の約5倍となる広島市(21,847円)、2位以下は、大崎上島(10,804円)、府中市(10,770円)、福山市(7,705円)、呉市(4,940円)、竹原市(4,709円)、廿日市市全体(4,300円)の順となっている。

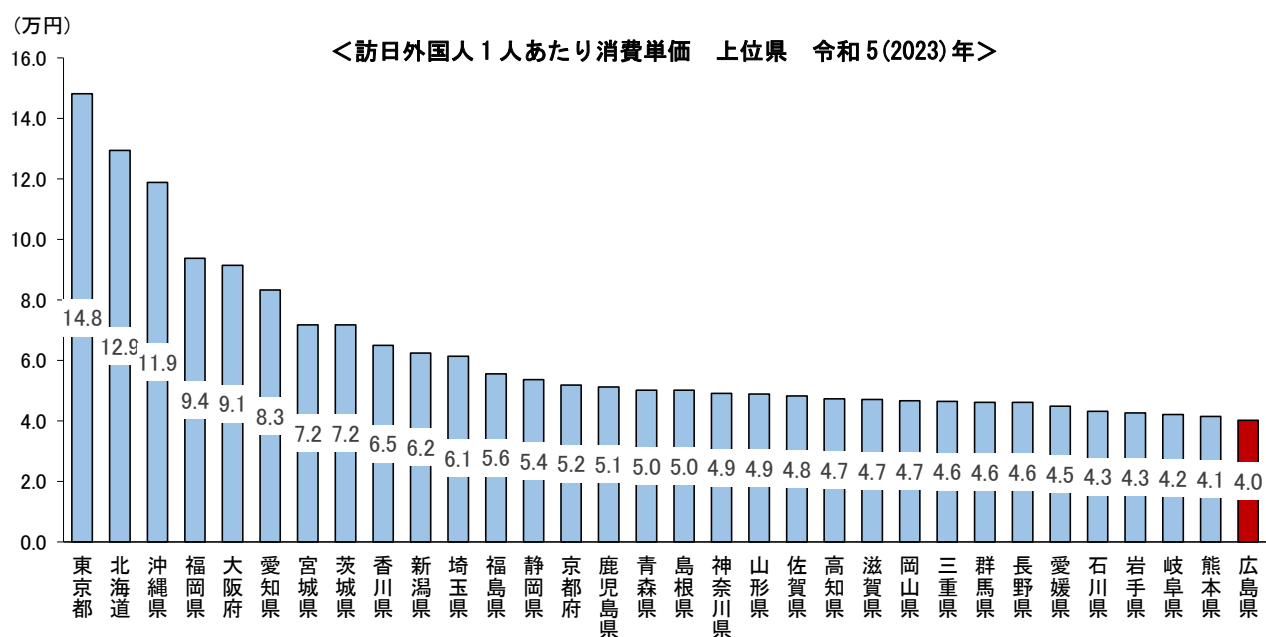
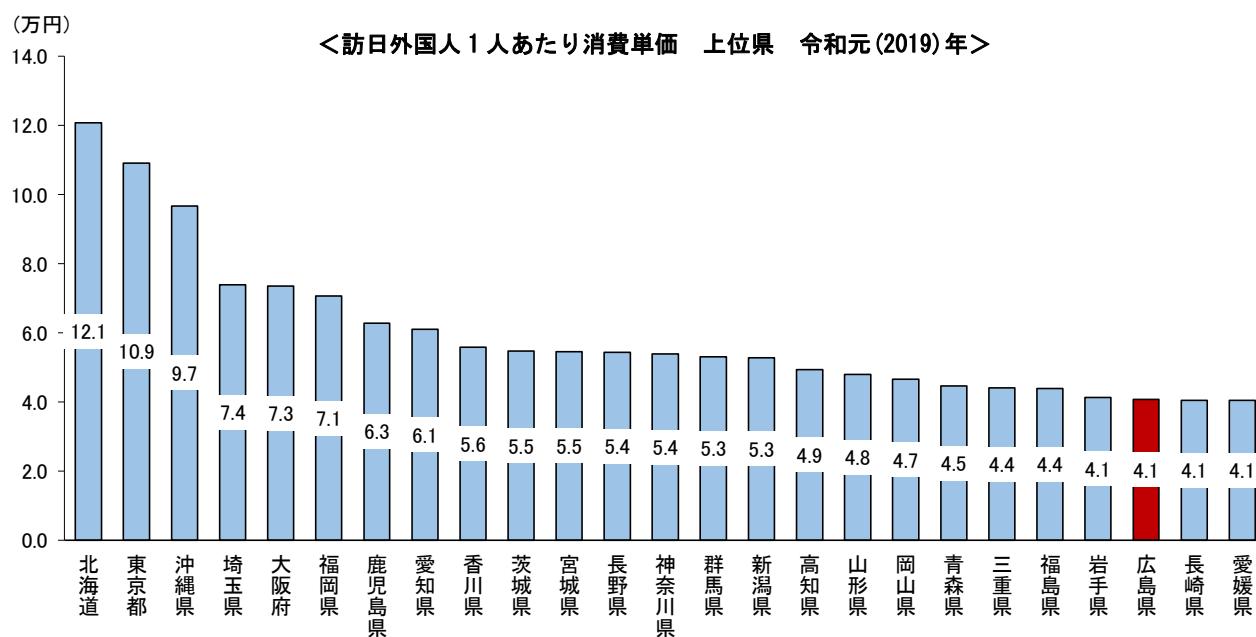
＜1人あたり観光消費額 広島県・廿日市市全体・宮島＞



出典：広島県「広島県観光客数の動向」

- 「広島県観光客数の動向」によると、令和5年(2023)年の宮島の総観光客数は5,988千人、観光消費額は26,385百万円、一人あたりの観光消費額は4,406円であった。仮に総観光客数が変わらず、一人あたりの観光消費額が9,000円になると、観光消費額は今より約275億円増加し、人口減による消費支出の減少をカバーすることができる。税収減や社会保障費の増加が懸念される中、包ヶ浦自然公園は、廿日市市全体にとって、大きなポテンシャルを持つ貴重な財産であり、市の財政負担を抑制しつつ、民間活力を最大限に生かした持続可能な活用方策を検討していく必要がある。

- 令和元(2019)年の広島県の訪日外国人1人あたり消費単価は4.1万円で、47都道府県中23位であった。
- 令和5(2023)年の広島県の訪日外国人1人あたり消費単価は4.0万円で、47都道府県中32位となっている。1人あたりの観光消費額がほとんど変わらないのに、順位が大きく後退したということは、観光消費額向上に向けた取組において他県に遅れをとったとも考えられる。



出典：観光庁「訪日外国動向調査 参考表 都道府県別集計」

オ 観光消費の拡大

令和 5(2023)年の宮島来島者数は、コロナ禍前とほぼ同じ 460 万人超に回復し、令和 6(2024)年は過去最多となる 485 万人を記録した。

宮島の認知度は向上し、外国人観光客も増加しているが、多くの旅行者は、滞在時間が短く、厳島神社や表参道商店街をはじめとした市街地エリアでの周遊にとどまっている。

包ヶ浦自然公園の効果的な利活用によって、市街地に集中する観光客の観光動線の拡大や、包ヶ浦自然公園利用者の増加などにより、新たな観光消費の拡大に寄与することができる。



ロープウェー紅葉谷駅前の行列(令和 6 年 3 月 19 日)



厳島神社前の行列(令和 6 年 3 月 19 日)

(3) 関連計画

ア 国の関連計画等

観光立国推進基本法に基づき令和 5(2023)年 3 月に閣議決定された観光立国推進基本計画は、令和 5(2023)年度から令和 7(2025)年度までの計画期間における目標数値のうち、訪日外国人旅行消費額については 5 兆円、訪日外国人旅行消費額単価については 20 万円、訪日外国人旅行者数については 3,188 万人超を掲げている。

令和 7(2025)年 1 月 15 日に実施された観光庁長官の会見要旨によると、令和 6(2024)年の訪日外国人旅行消費額は約 8.1 兆円(過去最高)、訪日外国人 1 人当たり旅行支出は約 22.7 万円(対前年比 7 %増)、訪日外国人旅行者数は約 3,700 万人(過去最高)で、計画年度の 1 年前に目標を達成している。なお、観光庁によると、外国人旅行者について、「地方に足を運ぶ方は増えていると思うが、もっと長く滞在していただくことや、その滞在地で色々と消費してもらうことを促進していけるよう、これからさらに取り組む必要がある」と述べており、外国人旅行者の地方滞在及び消費に係る国の取組が今後ますます強化されられると思われる。

計画等	概要
観光立国推進基本法 (2006. 12)	昭和 38(1963)年に制定された旧「観光基本法」の全部を改正し、題名を「観光立国推進基本法」に改めることにより、観光を 21 世紀における日本の重要な政策の柱として明確に位置付けている。
観光立国推進基本計画 (2023. 3)	令和 5(2023)年度～令和 7(2025)年度までを計画期間とし、持続可能な観光地域づくり戦略、インバウンド回復戦略、国内交流拡大戦略を基本的な方針とし、具体的な目標数値を定めている。 目標数値例： ・ 訪日外国人旅行消費額 早期に 5 兆円にする。【令和 6(2024)年実績：8.1 兆円】 ・ 訪日外国人旅行消費額単価 令和 7 年までに 20 万円にする。【令和 6(2024)年実績：22.7 万円】 ・ 訪日外国人旅行者数 令和 7 年までに令和元年水準超えにする。 【令和元(2019)年実績：3,188 万人 令和 6(2024)年度実績：3,687 万人】
明日の日本を支える 観光ビジョン構想会議 (2016. 3)	「世界が訪れたくなる日本」を目指し、「観光先進国」への新たな国づくりに向けて、令和 12(2030)年をゴールとする訪日外国人旅行者数・訪日外国人旅行消費額目標等の目標数値を示している。 目標数値： ・ 訪日外国人旅行者数 6,000 万人【平成 27(2015)年の約 3 倍】 ・ 訪日外国人旅行消費額 15 兆円【平成 27(2015)年の 4 倍超】 ・ 地方部での外国人延べ宿泊数 1 億 3,000 万人泊【平成 27(2015)年の 5 倍超】 ・ 外国人リピーター数 3,600 万人【平成 27(2015)年の約 3 倍】 ・ 日本人国内旅行消費額 22 兆円【最近 5 年間の平均から約 10%増】

イ 本市の関連計画

本市の関連計画については、次のとおりである。

計画等		概要
第 6 次廿日市市総合計画 (2016. 3)		市の魅力や特性、課題、そして市民ニーズや社会情勢などを踏まえ、将来どのようなまちにしていけるのか、また、そのためにはどのようなことに取り組んでいけるのかということをまとめた計画で、計画期間は平成 28(2016)年度から令和 7(2025)年度までとなっている。 本件に関連する内容： 世界遺産「厳島神社」を擁する宮島は、世界的にも知名度が高く、歴史的な資源、自然、観光施設などがあり大変魅力的な観光地です。近年は 400 万人を超える来島者が訪れ、その受け入れ態勢の充実が必要です。(重点施策より抜粋)
宮島まちづくり基本構想 (2020. 3)		宮島の「あるべき姿」と「ありたい姿」を明らかにし、まちづくりの理念と方針、将来像を示す長期的な構想である。 本件に関連する内容： <基本となる方針> ①守り伝える不朽の島づくり 宮島の原点である「自然・文化・歴史」の普遍的な価値を明らかにし、島民が一体となって未来に守り伝えていく島づくりを進めます。 ②活かし潤う感動の島づくり 宮島の普遍的な価値である「自然・文化・歴史」を活用し、暮らす人にも訪れる人にも魅力的な、観光と感動の島づくりを進めます。 ③心豊かに暮らす生活の島づくり ハード、ソフト両面での基盤を整備し宮島に暮らす全ての人が、安心して心豊かに暮らせる島づくりを進めます。 ④人々がふれあう交流の島づくり 世界中から訪れる人々を含め島民同士の交流機会を創出し、新たな文化を生み、活力ある島づくりを進めます。
個別計画等	廿日市市観光振興計画 (2015. 1)	持続可能な観光地として進むべき方向を定め、経済・雇用効果の増大、地域の活性化、ブランド力向上により「住んでよし、訪れてよし」として選ばれる地域を目指すための計画で、計画期間は平成 27(2015)年度から令和 5(2025)年度までとなっている。 本件に関連する内容： <宮島が目指すべき観光地の姿> 自然と歴史文化の調和、信仰の島、それを尊重する人々の生活スタイルを継承する“一流の国際観光拠点”
	宮島ルネサンス計画(2022. 3)	持続可能な観光地域づくりのために目指すべき方向を定めた令和 6(2024)年までのアクションプランである。 本件に関連する内容： キャッチフレーズとして、「三方よし 厳島宣言」を掲げ、混雑緩和、平日の観光客数増加等、宮島を快適に過ごせる取組を進めつつ、世界遺産の自然や歴史を保存・継承し、観光関連産業の振興を図る、観光客、地域環境、地域経済の「三方よし」を目指す。
	宮島エコツーリズム推進全体構想 (2019. 6)	宮島エコツーリズム推進協議会が策定し、令和 2 (2020) 年 9 月に国の認定を受けている。 本件に関連する内容： 宮島の魅力である豊かな自然と歴史及び文化などの地域資源の保全を図りつつ、観光関連産業をはじめとした各産業の持続と活性化を推進し、宮島のブランド力を高め、地域振興に資する。

ウ その他の関連計画

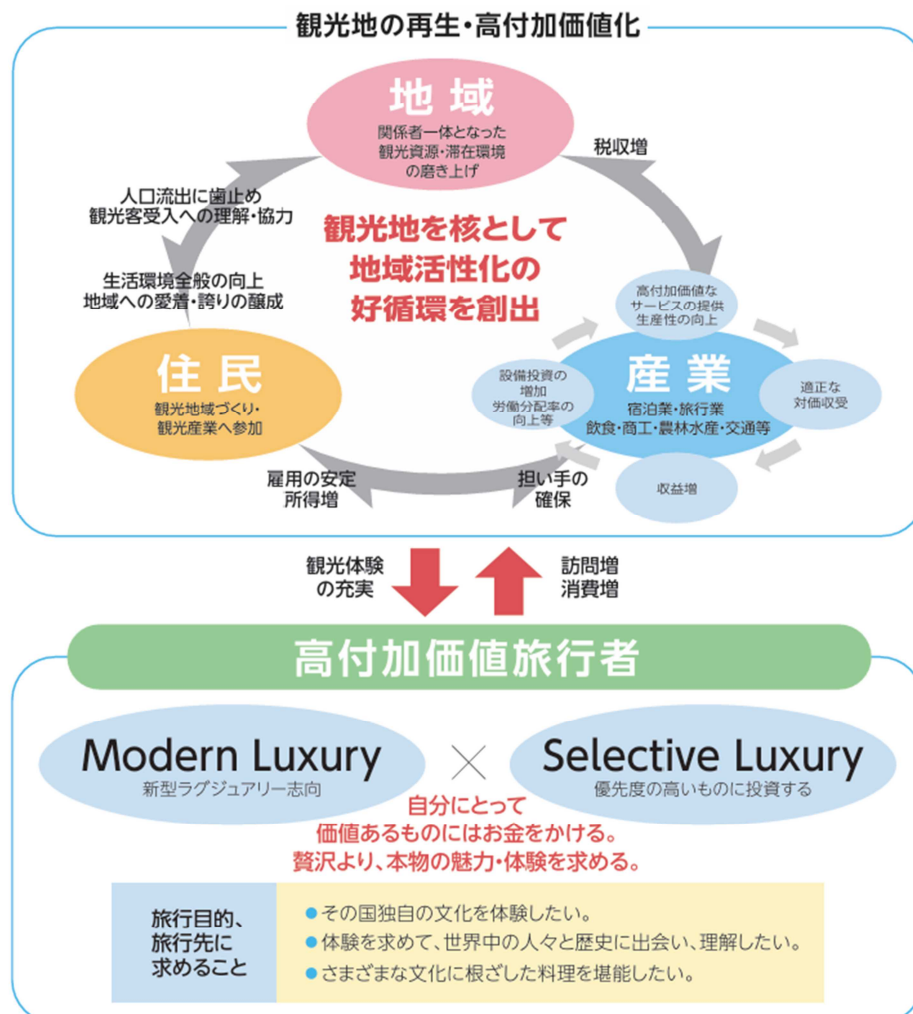
(ア) 広島県 ひろしま観光立県推進基本計画（令和 5(2023) 年度～令和 9(2027) 年度）

広島県は「ひろしま観光立県推進基本計画」において、「令和 12(2030) 年に観光消費額 8,000 億円」という目標数値を掲げている。なお、令和 5(2023) 年の県内延べ宿泊数は約 1,157 万人泊（観光庁「宿泊旅行統計調査結果」より）で、コロナ禍前の水準に戻ってきているが、さらなる底上げが必要である。

指 標	目標値 (R5-6)	目標値 (R7)	目標値 (R8-9)	目標値 (R12)	<参考>	
観光消費額		6,300 億円		8,000 億円	R 元	R3
総観光客数 (うち外国人観光客数)	随 時 設 定	8,400 万人 (725 万人)	随 時 設 定	1 億人	4,410 億円	2,750 億円
観光消費額単価		7,500 円/人		8,000 円	6,719 万人 (276 万人)	3,966 万人 (6 万人)
宿泊客数 (うち外国人宿泊客数)		1,500 万人 (320 万人)		-	6,562 円/人	6,933 円/人
観光客の満足度		90.0%		90.0%	1,163 万人 (132 万人)	584 万人 (4 万人)
					73.4%	調査中止

(イ) せとうち観光成長戦略

観光庁の「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり モデル観光地」に、せとうちエリアが選定されたことを受け、せとうちDMOは、「質を重視した『高付加価値なインバウンド観光地づくり』による地方創生」をマスタープランに掲げ、令和 5(2023) 年度から 5 カ年事業に取り組んでいる。



3 住民・関係団体等からの意見集約

令和6(2024)年5月から進めてきた宮島包ヶ浦自然公園利活用検討協議会での意見を踏まえ、協議会の各団体から人選いただいた方々から幅広い意見を収集・集約するための利活用検討会を開催するとともに、地域で活動する自然活動団体や有識者等を対象とするヒアリングを実施した。

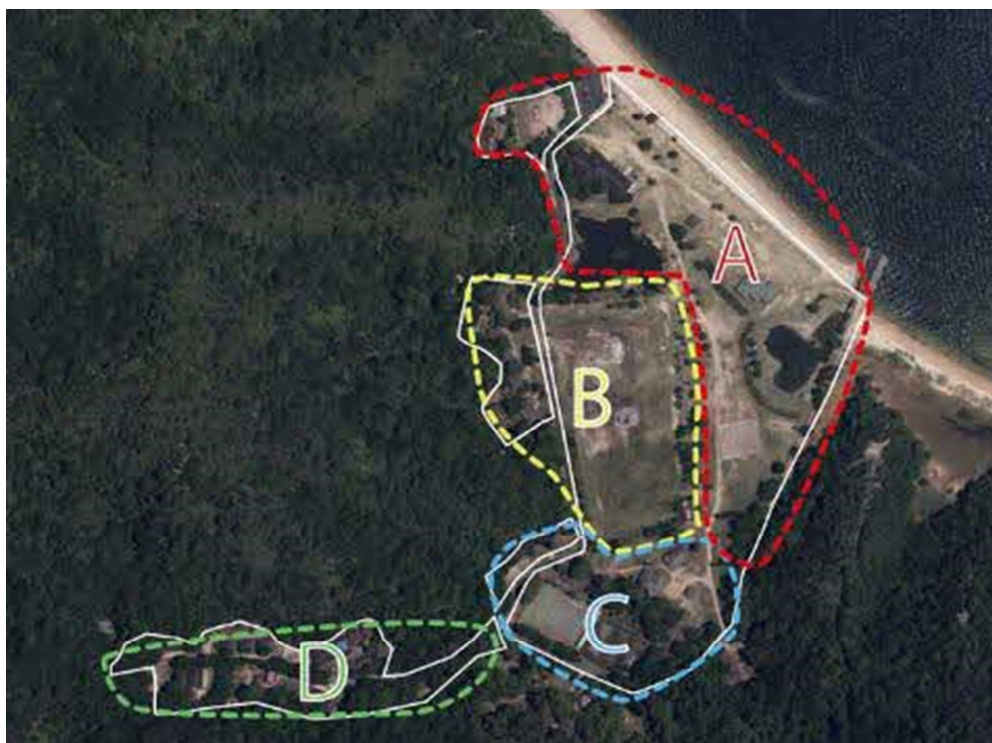
加えて、宮島で活動する観光通訳ガイドを対象に、座談会方式の調査（グループインタビュー調査）を実施し、インバウンドの視点から見た宮島観光の課題、問題点、あるべき姿などに関する意見を収集した。

（１）利活用検討会

包ヶ浦自然公園について、現地を再確認するとともに、利活用検討に向けた基本情報を共有したうえで、検討テーマに基づく意見交換（ワークショップ方式）を実施した。

<検討テーマ>

包ヶ浦の将来をイメージした公園内各エリアの方向性について



エリア	意見の集約
A 海浜	・ 海岸及びその周辺については、以前と同じような海水浴場の復活を希望。 ・ シャワーがあるだけの簡易な海水浴場が良い。 ・ 海水浴場だけでなく、サップ、カヤックなど様々なマリナクティビティが楽しめるマリナクティビティ拠点としての整備と合わせ、瀬戸内海を見渡せるレストラン、カフェ、スパなどの施設を設置してはどうか。 ・ 魚釣り公園にしてはどうか。

エリア	意見の集約
B 運動広場	・運動広場については、鹿が入れないように柵を設置するなど鹿対策が必要。 ・芝生を活かし、家族連れなどが簡易スポーツ（フリスビー、グラウンドゴルフ、モルックなど）やジョギングを楽しめる場として整備する。 ・運動広場を再整備しスポーツイベントが開催できるようにする。 ・マルシェなどの交流イベントを開催する。 ・屋外スポーツだけでなく、バドミントンやボルダリングといった屋内スポーツも楽しめるよう体育館を整備する。
B C D ケビン	・ケビンについては、改修してきれいにし、クラブハウスに転用する。 ・リモートワークや二拠点生活に使える長期滞在型宿泊施設にする。 ・仕事や研究用の宿泊施設としてケビンを利用する。 ・大会議施設やセミナールームを備えた施設を整備し、オンライン会議などができる最新のIT設備を導入してはどうか。
C テニスコート	・テニスコートを使えるようにしてほしい。 ・一面だけでも良いのできれいに整備してほしい。
エリア 全体	・建物を解体し、運動広場、テニスコートをなくし、自然に戻すのが良い。 ・施設を解体するだけで良い。 ・施設の撤去に加え、池を再整備する(ビオトープを造るなど)。 ・運動広場の半分を池沼に戻す(運動広場はかつて沼地だったため)。 ・Aエリアの海岸に植樹をするなど、自然環境を整えるために手を加えるべき。 ・施設撤去後の扱いについては、維持管理費をかけないという方向性と、ビジターセンター等を設置するなどして自然散策や自然学習の場として活用するという方向性がある。 ・Cエリアについては、テニスコートもケビンも撤去し、工作物等が不要なオートキャンプ場として活用するのが良い。
ケビン 以外の 宿泊施設	・ケビン以外の宿泊施設として、ロッジ、グランピング、オートキャンプ、ツリーハウス、トレーラーハウス ・宿泊施設に係る事業は、信頼できる、地元実績のある企業に任せるべき。
その他の 施設	・博打尾コースロープウェイ、バーベキュー施設、施設利用者のための物販店、木製など自然を生かしたアクレチック遊具、ゴーカートコース、鹿の生育場、鹿のエサやりが体験できる施設、パットゴルフやバスケットコート等の運動施設(Cエリア)、ヘリポート(Cエリアのテニスコートがある場所)、ジップライン、森林浴などの案 ・Dエリアについては、Dエリアの山側が危険区域になっているので、砂防堰堤等を設置するべきという意見
アクティ ビティ	・宮島地域の宿泊者を対象とするアクティビティについて、大手旅行会社と連携し、オプションツアーとして宣伝・販売していくのが良い。 ・体験ツアーを充実させることで滞在日数を増やし、宮島島内の収益アップを図る。 ・アクセス面の向上を図るため、宮島桟橋～包ヶ浦間を移動する無人タクシー、周遊バスなどを導入すべき。 ・宿泊者を対象とするナイトアクティビティの実施

(2) 関係団体等へのヒアリング

次の組織・団体等を対象に訪問ヒアリング調査を実施した。

組織・団体等名称	ヒアリング実施日
中国四国地方環境事務所 広島事務所	令和 6(2024)年 11 月 25 日 (月)
みやじま未来ミーティング	令和 6(2024)年 11 月 28 日 (木)
一般社団法人広島県観光連盟	令和 6(2024)年 11 月 29 日 (金)
宮島旅館組合	令和 6(2024)年 12 月 2 日 (月)
大聖院	令和 6(2024)年 12 月 3 日 (火)
宮島で活動している観光通訳ガイド(有資格者)5 名	令和 6(2024)年 12 月 4 日 (水)
一般社団法人せとうち観光推進機構	令和 6(2024)年 12 月 5 日 (木)
NPO 法人宮島ネットワーク	令和 6(2024)年 12 月 25 日 (水)

項目	意見の集約
自然について	・シバナが生育する汽水池は、隣接する海も含めて、様々な生物が生息・生育している。 ・自然との共生を図るため、観光客には包ヶ浦に来てほしくない。 ・包ヶ浦の山際から団体ケビンの先の山の中にかけて、ヒメボタルが棲息している。ホテルを誘致した結果、夜の包ヶ浦が明るくなり、ヒメボタルがいなくなることを心配している。 ・包ヶ浦の自然を守るため、環境を大きく変えないでほしい。建物や施設を一気に壊すことは、自然生物にとって望ましくない。 ・鹿は野生動物なので包ヶ浦で餌付けをするのはよくない。どうすれば鹿が自然の中で生きていけるかを考えなくてはならない。 ・シバナについては、環境省が所管する法律には特別な規制がない。
アクティビティについて	・海水浴場については、エリアを限定した小規模なものを短期間だけでも良いので、使用できるようにしてほしい。 ・包ヶ浦が観光拠点として機能すれば、大竹の下瀬美術館や江田島を結ぶクルージングなども可能かもしれない。 ・包ヶ浦自然公園の設置目的に「レクリエーションのための利用拠点」という文言があるが、この文言を削除してほしい。 ・包ヶ浦は、歴史文化を学びながら生物の観察ができる環境教育の場とするのが良い。 ・オートキャンプなどを整備するといった意見も出ているようだが、キャンプで、米のとぎ汁、洗剤、油などが川に流れてしまうのは良くない。 ・お金をかけずに儲けることを考えるべき。設備投資をしなくても利益を得ることができる。たとえば、弥山登山は、優秀なガイドを育て、当該ガイドから宮島の自然について学びながら山を登る有料のツアーとするなど。 ・包ヶ浦で海水浴を楽しむ人は少ないことから、包ヶ浦に海水浴場を整備する必要はない。

項目	意見の集約
宿泊施設について	・ ADRが10万円の宿泊施設を誘致すると言っても、経営を成り立たせるためには、高額な部屋も比較的低額な部屋も扱うことになるので、既存の宿泊施設との競合は避けられない。 ・ 宿泊施設については、どのような建物が建つかによっても考え方が変わってくる。既存のケビンの敷地と同じぐらいの規模としてはどうか。 ・ 包ヶ浦にホテルが誘致された結果、宮島の既存宿泊施設で働く人材が引き抜かれてしまうのではないかという不安がある。 ・ 事前説明などもなく、包ヶ浦に高級ホテルを誘致するという話がいきなり出たために、不安や不満を感じている人が多い。 ・ 高付加価値なインバウンド観光地づくりには「ウリ」「ヤド」「ヒト」「コネ」が全て必要で、魅力的なコンテンツがあるだけでも、上質なインバウンド宿泊施設があるだけでもだめである。 ・ ハイグレードな宿泊施設は瀬戸内海地域に少ないので、瀬戸内海地域に高付加価値ホテルが増えることについては賛成である。 ・ 欧米の富裕層が泊まるのは一日一組限定の一棟貸しで、コンシェルジュが手取り足取り世話をしてくれるような宿泊施設であり、小規模であることが基本 ・ 包ヶ浦にヘリポートを整備し、そこから島内の観光施設にリムジンで送迎する。包ヶ浦にホテルがあれば、ホテルに滞在し、早朝の参拝や包ヶ浦からの弥山登山などのアクティビティを楽しむことができる。 ・ 宮島の宿泊施設の中でも、がんばっているところの評価は上がり、そうでないところは下がっている。ただ、がんばっているところであっても、外国のVIPが満足するレベルには至っていない。 ・ 集団施設地区で宿泊施設の運営を行う場合、公園事業（宿舎事業）として執行していただくこととなる。執行までには、事業決定と呼ばれる審議会の承認プロセスと、整備前の意匠や財務状況等の審査プロセスの2段階がある。
国立公園 ・ 法規制について	・ 集団施設地区内にレストランやスパなどの収益施設を整備することは可能。温泉の新規掘削は、法令上の規制をクリアする必要があるが、国立公園内だからといって不可能ではない。 ・ 集団施設地区に整備する宿舎事業として、宿泊施設の料金に係る制限は特にない。 ・ 施設の老朽化等に対応するために、集団施設地区で民間活力を導入するケースが増えている。

(3) 住民・関係団体等からの意見総括

利活用検討会では、エリア全体に関する意見として、自然への回帰や池の再整備、海浜エリアへの植樹、自然散策、自然学習の場としての活用などが挙げられている。

包ヶ浦自然公園は、戦争遺構が残っていることから、軍事施設としての開発に加え、昭和 50 年代の公園整備によって明治以前の景観は、ほぼ失われてしまっている。運動広場は沼地を埋め立てたものであり、長く直線的な海岸も人工的に作られたものである。

包ヶ浦自然公園の豊かな自然の「保全・再生」が、多くの共感が得られるキーワードとなっている。

また、多目的に活用できるスペースの確保も意見として挙げられており、宮島地域には、他にこれほどの広さを確保できる場所は存在せず、利活用検討にあたっては考慮する必要がある。

既存のケビンが立地しているエリアについては、他用途への転用による既存施設の活用などのほか、グランピングやオートキャンプ場、トレーラーハウスなどの意見が挙げられている。

次に、関係団体等へのヒアリング結果であるが、希少生物が生息する包ヶ浦自然公園の自然環境の変化を懸念する声が挙がっており、自然環境の維持・保全が求められている。

また、利用の観点からは、観光拠点としての機能や、高付加価値ホテルの立地、魅力的なコンテンツにより、宮島だけでなく、瀬戸内エリア全体の活性化にも繋がるとの意見が挙げられている。

地域住民の参画による利活用検討会や関係団体等へのヒアリングを通じて、様々な視点から幅広い意見をいただいた。自然環境を保護しつつ、集団施設地区としての利用拠点として、「保護」と「利用」の好循環が生まれる利活用を検討していく必要がある。

4 包ヶ浦自然公園の利活用方針

(1) めざす姿

ア コンセプト

コンセプト：『感動と学びを体感する包ヶ浦自然公園の再生』～宮島の自然・文化・歴史を継承し、新たな魅力を付加した瀬戸内エリアの周遊・滞在拠点～

- 自然環境の保全・再生に取り組み、宮島の豊かな自然環境を守り伝えるための場
- 自然に触れ学習できる場
- 誰もが安心して、包ヶ浦自然公園ならではの様々な体験ができる憩いと癒やしの場
- ゆっくりと滞在し、楽しんでもらえる付加価値の創出

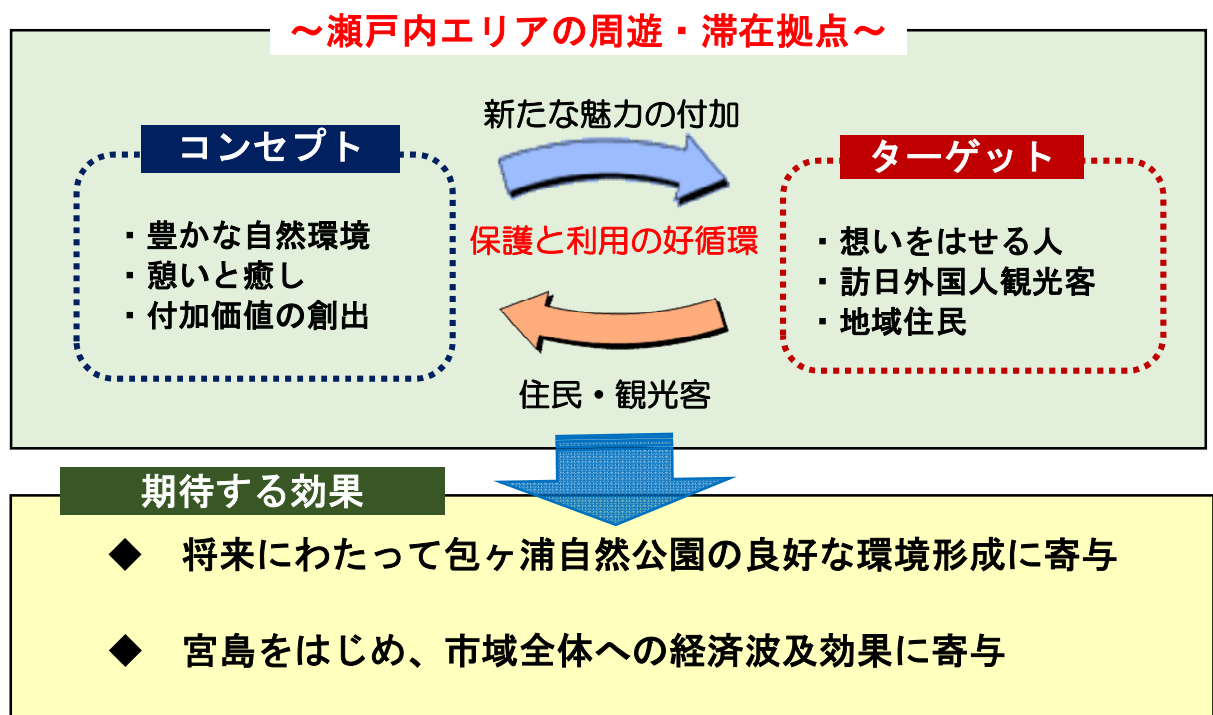
イ ターゲット

「宮島まちづくり基本構想」に基づき、次のとおりターゲットを想定する。

- ・ 宮島の自然・文化・歴史に想いをはせる人
- ・ 本物の自然・文化・歴史に触れたい訪日外国人観光客
- ・ 自然・レクリエーションが満喫できる憩いと癒やしの場として利用する地域住民

ウ 期待する効果

- ・ 民間活力を活用した安定的な財源確保により、市民開放エリアの環境改善や豊かな自然の保全・再生に向けた財源として活用し、将来にわたって包ヶ浦自然公園の良好な環境形成に寄与。
- ・ 日帰り・滞在を含めた新たな魅力を付加した包ヶ浦自然公園の再生により、包ヶ浦自然公園を目的とした新たな宮島ファンを呼び込むことで、宿泊・滞在型の観光地として、宮島全体の観光の底上げを図るとともに、観光消費額の増加などにより、宮島をはじめ、市域全体への経済波及効果に寄与。



(2) 利活用エリアの考え方

包ヶ浦自然公園の自然豊かな環境を維持・保全していくこと、また、かつて風光明媚であった優れた自然環境を取り戻すといった「自然環境の保全・再生」が重要なキーワードとなっている。広大な敷地を有する包ヶ浦自然公園において、こうした「自然環境の保全・再生」には、多額の費用を要することとなる。

こうしたことから、海浜に面し、希少生物等が生息する自然・レクリエーションに親しむことができる場所を「市民開放エリア(青いライン)」とし、また、包ヶ浦自然公園を将来にわたって、維持・保全・再生していく安定的な財源を確保していくため、既にケビン等が立地している場所を「収益事業エリア(赤いライン)」として設定する。

「市民開放エリア」と「収益事業エリア」が重複するエリア(黄色の着色部分)は、両エリアを利用される双方の方々がメリットを享受できる最適な利活用が図られる共有的なエリアとする。



(3) 各エリアにおける取組の方向性

ア 市民開放エリア

包ヶ浦自然公園の海岸及びその周辺には、かつては樹木が生い茂り、風光明媚な観光資源として賑わっていたが、現在は、長年の風雨により樹木は減少するとともに、多様な生物が生息する池には砂がたまり、石垣は一部崩れるなど、公園全体の再整備が必要となっている。また、運動広場部分は、鹿の糞が散乱し利用できる状況にはない。



今後、自然散策にふさわしい風景となるよう、関係者の意見を伺いながら植樹等を進めることで、旅行者のみならず、日々の散策で訪れる地域の方々の憩い・癒しの場として充実させていく。

既存の動植物を将来に向けて守り維持するとともに、汽水池やシバナ保護等の活動を官民一体となって行うなど、自然学習や環境学習などを実施する環境を整え、各種アクティビティの場として利活用する。

自然保護活動団体等と協力し、自然学習や生物の観察ができる環境学習などを実施する「ネイチャーセンター機能」などの環境を整える。

この地ならではの広さを生かし、軽スポーツ、レクリエーション、イベントの開催等が可能となる空間を確保する。

これら市民開放エリアにおける、維持補修を含めた環境改善に関する整備計画については、今後、地域住民や関係団体等と一緒に検討していく。

市民開放エリア(イメージ図)



平成 30 (2018) 年撮影



自然保護・学習活動の推進、汽水池等の石積みの修復、植樹による樹木の再生、散策路の整備など、緑豊かな自然・レクリエーションの拠点

イ 収益事業エリア

(収益事業エリアとは)

収益事業エリアは、民間活力を活用し、市に借地料を支払うとともに、事業者が整備する民間施設の料金収入等により、独立採算で管理・運営を行うエリアである。

こうした借地料等の確保により、包ヶ浦自然公園の保全・再生や、良好な自然環境を将来にわたって維持していくための財源として活用していく。

(収益事業エリアにおける利用施設)

包ヶ浦自然公園は、自然公園法に基づき国が策定する公園計画により、集団施設地区に指定され、瀬戸内海国立公園である宮島全体の自然を楽しむ拠点として、利用のための施設を集団的に整備する地区となっている。

また、公園計画で事業決定されている包ヶ浦自然公園の事業（施設）の種類は、宿舎事業など下表に掲げるとおりである。

宿舎事業、野営場事業、運輸施設事業（係留施設）、運動場事業、道路事業
給水施設事業、園地事業

(収益事業エリアへの事業（施設）の考え方)

国の観光施策の方向性や、付加価値の高いサービスが今後、ますます求められるトレンドの中、市の安定的な財源確保の面で、高い収益性（借地料、固定資産税）が期待できるのは、市がこれまで検討してきた高付加価値旅行者向けの宿泊施設の誘致による宿舎事業が効果的と考えていたが、利活用検討会の意見の中では、既存ケビンのリニューアルをはじめ、グランピングやオートキャンプ場等の野営場事業も挙げられている。

いずれも、独立採算での管理・運営が見込まれれば、一定の収益が市の財源として確保できる。

このことから、収益事業エリアへの事業（施設）については、「宿舎事業」、「野営場事業」として検討を進めていく。

(収益事業エリアを対象とした事業者の選定)

公募型プロポーザルの手法により、市有地の貸付（事業用定期借地権の設定）を条件に、事業者が自らの投資により施設等を整備し、包ヶ浦自然公園全体の自然環境や景観と調和した事業計画を幅広く求める。

事業計画の評価にあたっては、本市がめざす姿の実現や包ヶ浦自然公園全体を事業者が市と一緒に、将来にわたり良好に維持・保全・管理することができ、宮島をはじめ、市域全体の観光振興や地域活性化に寄与することを基本的な考え方とする。



収益事業エリア（既にケビン等が立地している場所）

収益施設（イメージ写真）



北茨木市 花園オートキャンプ場HPから



湯布院 ゆむ田の森温泉HPから



三重県菰野町 片岡温泉HPから

